明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五二）　一
〔告　示〕
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（厚生労働三一七）　五
○飼料の公定規格の一部を改正する件（農林水産一七九七）　三
○松本空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通一一九八）　四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同一一九九）　七
〔人事異動〕
内閣府　六
〔官庁報告〕
公聴会
松本空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　宅
会社その他
会社決算公告　三

省令

○農林水産省令第五十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月三日

農林水産大臣　小里　泰弘